

お知らせ

令和3年3月高等学校等卒業者の就職・採用活動において資格・検定試験を活用する場合の配慮に関する依頼

2020年10月14日

会員代表者 各位

一般社団法人 日本経済団体連合会

令和3年3月高等学校等卒業者の就職・採用活動において資格・検定試験を活用する場合の配慮に関する依頼

今般、文部科学省および厚生労働省より「令和3年3月高等学校等卒業者の就職・採用活動において資格・検定試験を活用する場合の配慮」について、別添のとおり依頼を受けました。

会員各位におかれましては、新規高等学校等卒業予定者を対象とした就職・採用活動については、すでに柔軟な対応を行っていただいておりますが、引き続き、ご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

〔別添〕

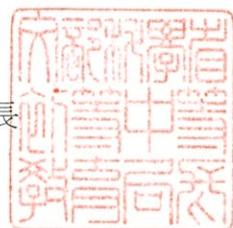
令和3年3月高等学校等卒業者の就職・採用活動において資格・検定試験を活用する場合の配慮について（依頼）

令和3年3月新規高等学校等卒業者の就職・採用活動において資格・検定試験を活用する場合の配慮事項について（新規）
令和3年3月新規高等学校等卒業者の就職・採用活動において資格・検定試験を活用する場合に配慮していただきたい事項をお示ししていますので、関係各位においては、適切にご対応いただくようお願いいたします。

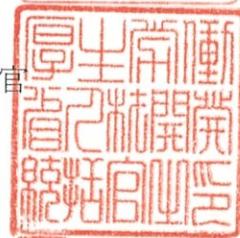
2 文科初第 985 号
開発 1014 第 2 号
令和 2 年 10 月 14 日

一般社団法人日本経済団体連合会会長 殿

文部科学省初等中等教育局長



厚生労働省人材開発統括官



令和3年3月新規高等学校等卒業者の就職・採用活動において資格・検定試験を活用する場合の配慮について（依頼）

平素より、新規高等学校等卒業者の就職に関し、多大の御尽力を賜り、感謝申し上げます。

10月16日の新規高等学校等卒業者の採用選考開始に向け、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた御配慮をいただいていることと存じます。令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により延期または中止となっている資格・検定試験が存在しています。このような資格・検定試験の不受験が生徒本人の責に帰するものではないことに鑑み、延期または中止となった資格・検定試験に合格していないことをもって、採用選考において不利に取り扱われることがないよう、御配慮をお願いいたします。

あわせて、採用選考にあたり、感染予防した場合でも、生徒が感染することや濃厚接触者となる可能性が考えられますが、そのような場合にあっても可能な限り日程変更等を含め柔軟な対応をお願いいたします。

【参考】

「延期または中止（一部延期または中止を含む）となっている主な資格・検定試験」

※10月14日時点

- ・ 日本農業技術検定試験（実施主体：日本農業技術検定協会）
- ・ 電気工事士試験（実施主体：一般財団法人電気技術者試験センター）
- ・ 工事担任者試験（実施主体：一般財団法人日本データ通信協会）
- ・ 簿記検定試験（実施主体：日本商工会議所及び各地商工会議所）
- ・ 基本情報技術者試験（実施主体：独立行政法人情報処理推進機構）
- ・ 応用情報技術者試験（実施主体：独立行政法人情報処理推進機構）
- ・ 情報セキュリティマネジメント試験（実施主体：独立行政法人情報処理推進機構）
- ・ 技能検定試験（実施主体：各都道府県、指定試験機関）



【本件問合せ先】

○初等中等教育局児童生徒課キャリア教育推進係

電話：03-5253-4111（内線 4728）

Mail：career@mext.go.jp

○初等中等教育局参事官（高等学校担当）付産業教育振興室産業教育係

電話 03-5253-4111（内線 2904）

Mail：sangyo@mext.go.jp

○厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室

電話 03-5253-1111（内線 5337）